

第 6 次吉田町総合計画 資料編

【目 次】

資料編	1
1. 吉田町総合計画の沿革	1
2. 総合計画策定体制.....	3
3. 第 6 次吉田町総合計画策定の経過	10
4. 第 6 次吉田町総合計画策定における住民参画	14
5. 各分野と SDGs との関連	18
6. 各分野の主な成果指標一覧	20

資料編

1. 吉田町総合計画の沿革

昭和 44 年（1969 年）の地方自治法改定で基本構想策定が義務付けられ、各自治体における総合計画策定が進み、本町においては昭和 51 年度（1976 年度）に開発長期総合計画を策定し、平成 18 年度（2006 年度）策定の第 4 次総合計画までは 10 年間を計画期間とした計画を策定してきました。

平成 23 年（2011 年）の地方自治法改定で基本構想策定の義務付けが廃止されましたが、本町においては、平成 24 年度から、総合計画、行政評価及び予算を連動させる「吉田町まちづくりステップアップ行政評価システム」を導入し、より実効性のある計画的な行政運営に努めていることから、総合計画の策定は必須であるとの認識の下、平成 27 年（2015 年）6 月に「吉田町総合計画の策定に関する条例」及び「吉田町総合計画等審議会条例」を制定し、第 4 次吉田町総合計画の計画期間が満了した後も、引き続き総合計画を策定しています。

計画名称	計画期間	将来像等
吉田町 開発長期 総合計画	昭和 51 年度 (1976 年度) ～昭和 60 年度 (1985 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 青い空 美しい自然 水と緑を大切にする町づくり ● みんなが明るく住みよい豊かな暮らしのできる町づくり ● 高い教養と文化とたくましい体力のみちた町づくり ● 産業の栄える豊かな町づくり ● 町民全体がいつでもくつろげる楽しい町づくり
第 2 次吉田町 総合計画	昭和 61 年度 (1986 年度) ～平成 7 年度 (1995 年度)	自然とのふれあい うるおいのある 創造性にみちた 活気あふれるまち
第 3 次吉田町 総合計画	平成 8 年度 (1996 年度) ～平成 17 年度 (2005 年度)	創造的で 調和のとれた 産業のまち 吉田町
第 4 次吉田町 総合計画	平成 18 年度 (2006 年度) ～平成 27 年度 (2015 年度)	<p>【将来像】 人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり ● 心豊かな人を育み生かすまちづくり ● 地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり
第 5 次吉田町 総合計画	平成 28 年度 (2016 年度) ～令和 5 年度 (2023 年度)	<p>【将来像】 人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全で安心して住み続けることのできるまちづくり ● 賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり ● 豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり

2. 総合計画策定体制

(1) 吉田町総合計画の策定に関する条例

平成27年吉田町条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、町の発展及び住民福祉の向上を図るための総合的な指針である吉田町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱をいう。
- (2) 基本計画 基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針をいう。
- (3) 実施計画 基本計画で明らかにされた個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針をいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営しなければならない。

(総合計画の構成)

第4条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものとする。

- 2 基本構想は、計画期間を8年とし、8年ごとに策定するものとする。
- 3 基本計画は、前項に規定する基本構想の計画期間を前期4年及び後期4年に区分した各期間をその計画期間とし、4年ごとに策定するものとする。
- 4 実施計画は、計画期間を3年とし、毎年策定するものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、吉田町総合計画等審議会条例（平成27年吉田町条例第25号）第1条に規定する吉田町総合計画等審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合)

第7条 町長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 吉田町総合計画等審議会条例

平成27年吉田町条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吉田町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる計画等に関し必要な調査及び審議を行う。

- (1) 町の総合計画
- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土の利用に関する計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な施策に関する計画等

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 公共的団体の役員又は当該団体が推薦する者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(特別委員)

第4条 町長は、第2条第3号に規定する調査及び審議において必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

2 前項の特別委員は、識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員又は特別委員(以下「委員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員等を辞したものとみなす。

3 委員等の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員等の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(関係者の意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員等でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(吉田町開発審議会条例の廃止)

- 3 吉田町開発審議会条例（平成3年吉田町条例第15号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉田町条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「開発審議会」を「総合計画等審議会」に改める。

(3) 吉田町総合計画等審議会委員名簿

	氏名	役職等	備考
1	塚本 成男	吉田町教育委員会委員（教育長職代理者）	
2	大石 千恵子	吉田町農業委員会委員	
3	増田 学	吉田町商工会会長	
4	村松 直樹	ハイナン農業協同組合代表理事専務	
5	松浦 光紀	南駿河湾漁業協同組合常務理事・吉田支所担当理事	
6	藁科 昌利	静岡うなぎ漁業協同組合長	
7	田島 逸雄	吉田町社会福祉協議会長	
8	増田 竜彦	住吉区自治会長（自治会連合会会長）	副会長
9	松浦 祐之	川尻区自治会長	
10	桐田 不二雄	片岡区自治会長	
11	白石 寿一	北区自治会長	
12	岩根 政次	吉田町さわやかクラブ連合会長	
13	松浦 セツ子	吉田町女性団体連絡協議会長	
14	田中 啓	静岡文化芸術大学教授	会長
15	大箸 武史	(株)静岡銀行吉田支店長	
16	瀧井 一也	島田掛川信用金庫吉田支店長	
17	飯田 千恵子	(株)FM島田放送番組審議会委員	
18	鈴木 佐知子	特別養護老人ホーム片岡杉の子園施設長	
19	滝井 愛美	保育園保護者(さくら保育園) 吉田町男女共同参画プラン検討委員会委員	
20	松永 進	島田公共職業安定所長	

◆ オブザーバー

	氏名	役職等	備考
1	鈴木 史朗	静岡県中部地域局長	

(4) 吉田町地域づくり推進委員会設置要綱

平成3年吉田町要綱第7号

(設置)

第1条 まちづくりの計画的かつ効果的な推進を図るため、吉田町地域づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 吉田町総合計画の策定
- (2) 国土利用計画吉田町計画の策定
- (3) 町内各地区の地域づくり推進計画の策定
- (4) その他地域づくりの推進に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充て、副委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

教育長、理事、参事、危機管理監、総務課長、防災課長、企画課長、財政管理課長、税務課長、町民課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、産業課長、建設課長、都市環境課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、吉田町牧之原市広域施設組合事務局長、吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長には、委員長が当たる。

(部会)

第5条 委員会に、具体的事項を調査検討するための部会を置く。

- 2 部会の構成は、そのつど別に定める。
- 3 部会の座長は、企画課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月10日から施行する。

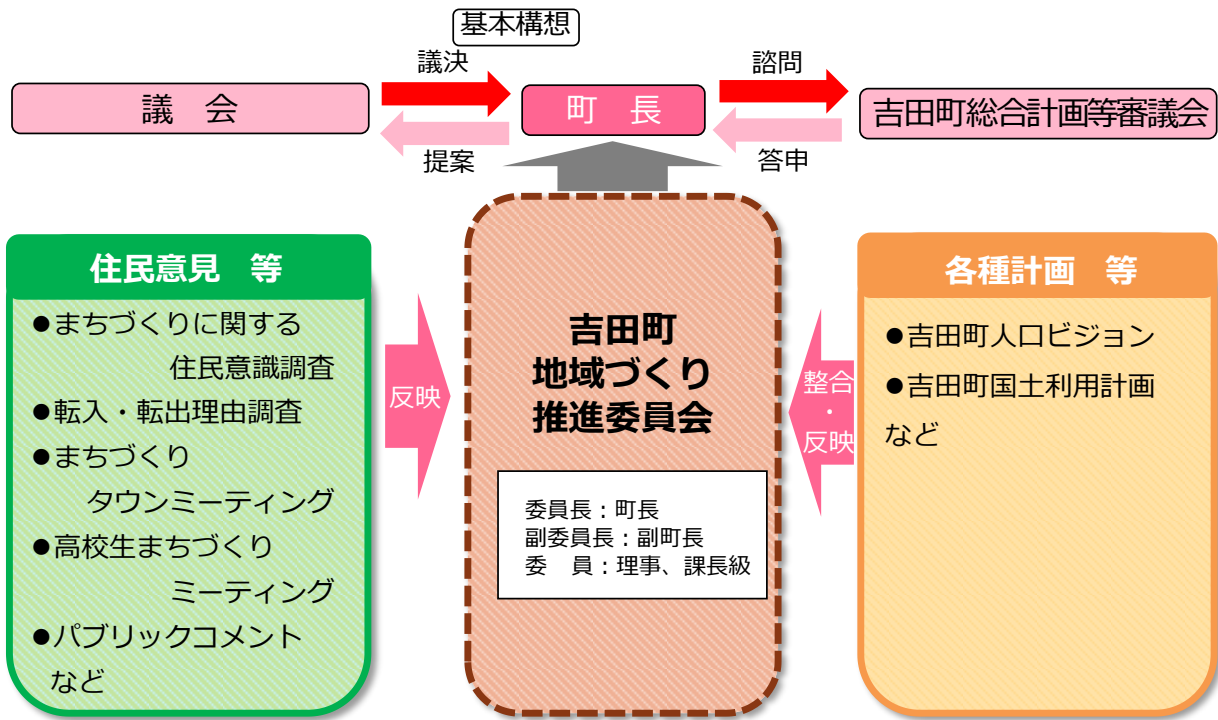
附 則（平成9年12月25日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日要綱第1号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
附 則（平成12年3月31日要綱第5号）
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成14年3月29日要綱第11号）
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成16年4月30日要綱第14号）
この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
附 則（平成17年3月31日要綱第3号）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17年10月11日要綱第20号）
この要綱は、公布の日から施行する。
附 則（平成18年3月31日要綱第16号）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成19年4月1日要綱第21号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成21年3月31日要綱第16号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成23年12月28日要綱第37号）
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
附 則（平成25年4月1日要綱第6号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26年6月1日要綱第29号）
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日要綱第23号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月31日要綱第24号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日要綱第23号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和5年1月27日要綱第3号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月31日要綱第25号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 総合計画策定体制図



3. 第6次吉田町総合計画策定の経過

年	月日	内容
令和4年 (2022年)	9月14日 ～9月28日	まちづくりに関する住民意識調査 調査対象：吉田町在住の満18歳以上満80歳以下の男女（令和4年1月1日現在）3,000人 回収結果：有効回答数 1,135票（37.8%）
	10月5日	町長インタビュー 内容：将来都市像とその具現化に向けた施策の方向性について
	11月9日 ～12月1日	団体ヒアリング 対象団体：20団体 内容：町内で活動している各種団体から町政についての意見等を聴取
	11月12日 11月19日	まちづくりタウンミーティング（北区、片岡区、住吉区、川尻区） 参加者：計70名 内容：総合計画について、まちづくり住民意識調査について、町長考える次期計画における主な施策イメージ
	12月4日	高校生まちづくりミーティング 参加者：町内在住の高校生8名 内容：吉田町の現状と課題、「こんなまちになったらいいな」と思うまちの姿
令和5年 (2023年)	1月31日	令和4年度第1回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画策定方針、第6次吉田町総合計画策定に向けた各種調査結果について
	2月8日	町政連絡会 内容：第6次吉田町総合計画策定の進捗状況について
	3月24日	令和4年度第2回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画策定方針、第6次吉田町総合計画策定に向けた各種調査結果について
	4月28日	令和5年度第1回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）について
	5月29日	令和5年度第1回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）について
	7月31日	令和5年度第2回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本計画（素案）について
	8月7日	町政連絡会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）について

年	月日	内容
令和5年 (2023年)	8月28日	令和5年度第2回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本計画（素案）について
	10月13日	令和5年度第3回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）、基本計画（素案）について
	10月30日	令和5年度第3回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）、基本計画（素案）について
	11月6日	町政懇談会 内容：第6次吉田町総合計画（案）について
	11月10日	令和5年度第4回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）、基本計画（素案）について
	11月27日	令和5年度第4回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（素案）、基本計画（素案）について
	12月6日 ～12月19日	パブリックコメントの実施 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）について 提出された意見数：7件
	12月26日	令和5年度第5回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）について
令和6年 (2024年)	1月12日	令和5年度第5回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）の諮問
	1月17日	令和5年度第6回吉田町地域づくり推進委員会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）について
	2月1日	令和5年度第6回吉田町総合計画等審議会 内容：第6次吉田町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）の答申
	3月1日	吉田町議会 提案 内容：第6次吉田町総合計画基本構想について
	3月22日	吉田町議会 議決 内容：第6次吉田町総合計画基本構想について

■ 第6次吉田町総合計画の策定について（諮問）

吉 企 第 6 3 6 号
令和 6 年 1 月 1 2 日

吉田町総合計画等審議会
会 長 田 中 啓 様

吉田町長 田 村 典 彦

第6次吉田町総合計画の策定について（諮問）

吉田町総合計画の策定に関する条例（平成27年吉田町条例第24号）第5条及び吉田町総合計画等審議会条例（平成27年吉田町条例第25号）第2条第1号の規定に基づき、第6次吉田町総合計画の基本構想（案）及び第6次吉田町総合計画の前期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

■ 第6次吉田町総合計画の策定について（答申）

令和 6 年 2 月 1 日

吉田町長 田 村 典 彦 様

吉田町総合計画等審議会
会 長 田 中 啓

第6次吉田町総合計画の策定について（答申）

令和6年1月12日付け吉企第636号で諮問のありました第6次吉田町総合計画の基本構想（案）及び第6次吉田町総合計画の前期基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、一部修正を加えて成案としたものが適当であると認めましたので、ここに答申します。

■ 第6次吉田町総合計画基本構想について（町議会提案）

第23号議案

第6次吉田町総合計画基本構想について

吉田町総合計画の策定に関する条例（平成27年吉田町条例第24号）第6条の規定に基づき、第6次吉田町総合計画基本構想について議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

記

第6次吉田町総合計画基本構想

別冊のとおり

4. 第6次吉田町総合計画策定における住民参画

(1) まちづくりに関する住民意識調査

項目	概要
調査目的	総合計画策定のための住民意識調査
調査対象	吉田町在住の満18歳以上満80歳以下の男女 (令和4年(2022年)1月1日現在) 3,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法による留置記入方法
調査期間	令和4年(2022年)9月14日(水)から9月28日(水)
有効回答数(率)	1,135票(37.8%)

(2) 団体ヒアリング

■ 概要

項目	概要
調査目的	町内で活動している各種団体から町政についての意見等を伺い、第6次吉田町総合計画策定のための基礎資料とする
調査対象	町内で活動する20団体
調査方法	対面による聞き取り調査
調査期間	令和4年(2022年)11月9日(水)～12月1日(木)
ヒアリング内容	(1) 目指すべきまちの姿について (2) 団体の活動上の課題について (3) 町との連携・協働について (4) 吉田町の“まちづくり”へのご意見や要望等

■ 実施状況

団体名	実施日	団体名	実施日
住吉区自治会	11月16日(水)	吉田町子ども会育成連合会	11月21日(月)
川尻区自治会	11月10日(木)	コミカレねっとわ〜く吉田支部	11月16日(水)
片岡区自治会	11月14日(月)	吉田町国際交流協会	11月15日(火)
北区自治会	11月15日(火)	吉田町体育協会	11月9日(水)
一般社団法人 吉田町まちづくり公社	11月16日(水)	吉田町文化協会	11月14日(月)
吉田町ダンス健康づくり推進会	11月29日(火)	吉田町女性団体連絡協議会	11月21日(月)
吉田町シルバー人材センター	11月9日(水)	ハイナン農業協同組合	11月29日(火)
吉田町さわやかクラブ連合会	11月22日(火)	南駿河湾漁業協同組合	11月29日(火)
社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会	11月10日(木)	静岡うなぎ漁業協同組合	11月19日(火)
吉田町PTA連絡協議会	12月1日(木)	吉田町商工会	11月29日(火)

(3) まちづくりタウンミーティング

■ 概要

項目	概要		
開催目的	第6次吉田町総合計画策定に向けて、町内4地区においてタウンミーティングを実施し、まちづくりの今後の方向性等について住民の意見を聴取する		
参加対象・人数	町内に在住、通勤、通学する人・4地区合計70名		
開催日時・場所	地区	日時	場所
	北区	令和4年(2022年) 11月12日(土)10:00～	自彊館 2階大会議室
	片岡区	令和4年(2022年) 11月12日(土)13:30～	片岡会館 大ホール
	住吉区	令和4年(2022年) 11月19日(土)10:00～	住吉会館 2階婦人教室
	川尻区	令和4年(2022年) 11月19日(土)13:30～	川尻会館 会議室1・2
プログラム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6次吉田町総合計画について 2. 現行の第5次吉田町総合計画について 3. まちづくり住民意識調査結果について 4. 町長が考える次期計画における主な施策イメージ 5. 町民のみなさんの意見聴取 		

■ 実施状況

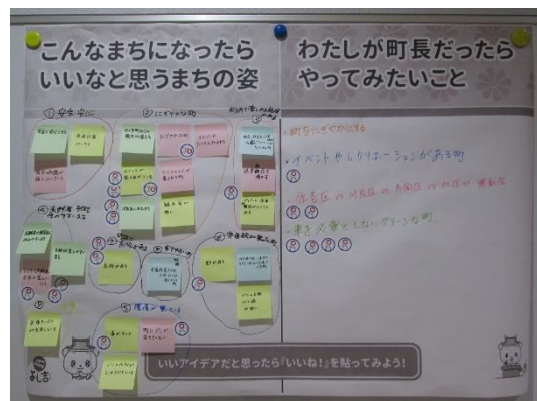


(4) 高校生まちづくりミーティング

■ 概要

項目	概要
実施目的	第6次吉田町総合計画策定に向けて、町内の高校生が話し合いをし、将来も住みたいと思う吉田町はどんなまちなのかについて意見を聴取する。
開催日時	令和4年（2022年）12月4日（日）13時30分～
開催場所	中央公民館 1階ホール
参加者	町内在住の高校生8名
話し合いテーマ	前半 「吉田町の現状と課題」 後半 「未来の吉田町」

■ 実施状況



(5) パブリックコメント

項目	概要
実施目的	第6次吉田町総合計画基本構想（案）及び第6次吉田町総合計画基本計画（案）について町民の意見を聴取する。
意見募集期間	令和5年（2023年）12月6日～12月19日
閲覧場所	町ホームページでの掲載 役場6階企画課での閲覧 吉田町情報コーナー（役場1階ロビー）での閲覧
提出方法	郵送・持参・ファクシミリ・電子メール・ホームページ上に設置する意見募集フォーム
提出された意見数	7件

5. 各分野とSDGsとの関連

分野	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させよう	8 働きがい、経済成長、雇用を創出しよう
第1章 災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり								
地震・防災対策	●							
治山治水対策	●	●						
交通安全対策			●					
くらし安全								
消防・救急								
第2章 豊かな自然と共生するまちづくり								
上水道						●		
下水道・浄化槽・し尿処理						●		
環境衛生			●	●				
ごみ減量・リサイクル								●
地球温暖化防止対策			●				●	
第3章 活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり								
賑わいづくり						●		●
土地利用								
農業		●			●			
水産業								
商工業								
観光								●
新産業								
企業誘致								●
雇用・就業対策								●
第4章 多様な人々が快適に暮らせるまちづくり								
住環境								
公園・緑地・水辺								
道路網								
生活交通								
コミュニティ								
多文化共生								
男女共同参画・人権尊重					●			●
ユニバーサルデザイン								
第5章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり								
健康づくり			●					
地域医療			●					
地域福祉								
社会保障	●		●					●
子育て支援			●		●			
高齢者福祉								●
障害者福祉								
第6章 次代を担う心豊かな人を育むまちづくり								
幼児教育	●			●				
学校教育	●			●				
地域教育	●			●				
青少年健全育成				●				
生涯学習				●				
芸術文化・文化財								
スポーツ・レクリエーション			●	●				
第7章 行政と住民が一体となって取り組むまちづくり								
行財政			●	●	●		●	●
デジタル化								
情報公開								
広報・広聴								

9	10	11	12	13	14	15	16	17	分野
		●		●					地震・防災対策
		●		●					治山治水対策
		●							交通安全対策
							●		くらし安全
		●							消防・救急
									上水道
			●						下水道・浄化槽・し尿処理
		●	●						環境衛生
		●	●						ごみ減量・リサイクル
		●							地球温暖化防止対策
		●						●	賑わいづくり
		●							土地利用
●									農業
					●				水産業
●									商工業
									観光
●									新産業
●									企業誘致
●	●						●		雇用・就業対策
		●				●			住環境
		●				●			公園・緑地・水辺
●									道路網
		●							生活交通
		●							コミュニティ
								●	多文化共生
							●		男女共同参画・人権尊重
	●	●							ユニバーサルデザイン
									健康づくり
									地域医療
		●					●		地域福祉
	●								社会保障
							●		子育て支援
	●	●							高齢者福祉
	●								障害者福祉
									幼児教育
							●		学校教育
									地域教育
									青少年健全育成
		●							生涯学習
		●							芸術文化・文化財
									スポーツ・レクリエーション
							●	●	行財政
								●	デジタル化
							●		情報公開
							●		広報・広聴

6. 各分野の主な成果指標一覧

■ 第1章 災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
地震・防災対策					
	レベル2の津波防潮堤の整備率	%	47	(令和4年度)	100
	吉田町地域防災指導員養成講座の受講者数 (平成25年度からの累計)	人	195	(令和4年度)	295
	吉田町LINE公式アカウントの友だち登録者数	件	7,084	(令和4年度)	12,000
治山治水対策					
	治水対策新規事業着手の箇所数(累計)	箇所	1	(令和5年度)	6
	治水施設のパトロール回数	回/年	52	(令和4年度)	52
交通安全対策					
	高齢者を対象とした交通安全教室への参加者人数(累計)	人	30	(令和5年度)	350
	道路区画線の更新距離(累計)	km	3.7	(令和4年度)	16
くらし安全					
	青色防犯パトロール回数	件/年	65	(令和4年度)	140
	消費生活相談対応率	%	100	(令和4年度)	100
消防・救急					
	静岡地域消防救急広域化により現場への到着時間の短縮が図られた件数	件	29	(令和4年度)	29
	消防団員数	人	120	(令和5年度)	150

■ 第2章 豊かな自然と共生するまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
上水道					
	耐震化済み基幹管路(導水管・送水管・配水本管)の延長	m	21,216	(令和4年度)	23,660
	水道事業会計における経常収支比率 (営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)	%	123.97	(令和4年度)	110%以上
下水道・浄化槽・し尿処理					
	下水道処理人口普及率	%	38.6	(令和4年度)	43
	水洗化率	%	74.7	(令和4年度)	79.7
	浄化槽処理人口普及率	%	44.8	(令和4年度)	49.8

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
環境衛生					
	不法投棄物回収率	%	100	(令和4年度)	100
	環境学習参加者数(累計)	人	31	(令和4年度)	231
	公害関連法等に基づく適正な事務処理実施率	%	100	(令和4年度)	100
ごみ減量・リサイクル					
	1人1日当たりの可燃ごみの排出量	g	756.08	(令和4年度)	584.11
地球温暖化防止対策					
	公共施設における温室効果ガス年間排出量	t-co2	2,337	(令和4年度)	2,068

■ 第3章 活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
賑わいづくり					
	ふじのくにフロンティア推進エリアにおける新拠点区域整備率	%	0	(令和4年度)	100
	新婚生活応援補助金交付件数(累計)	件	9	(令和4年度)	59
	吉田カムカム補助金交付件数	件/年	4	(令和4年度)	5
土地利用					
	吉田町国土利用計画に基づく適正な土地利用の進捗率	%	100	(令和4年度)	100
農業					
	認定農業者等への農地集積率	%	61.4	(令和4年度)	78.0
	大井川用水施設(水門等)の適正な管理率	%	100	(令和4年度)	100
	荒廃農地面積	ha	14	(令和4年度)	13
水産業					
	多目的広場を活用したイベント開催回数(累計)	回/年	0	(令和4年度)	3
	漁港施設の長寿命化計画の更新	%	0	(令和4年度)	100
商工業					
	小口資金利子補給金交付率	%	100	(令和4年度)	100
観光					
	観光交流客数	人/年	197,774	(令和4年度)	300,000
新産業					
	産業振興事業補助金(新規創業事業)の交付件数(累計)	件	11	(令和4年度)	45
企業誘致					
	企業進出件数(累計)	件	0	(令和4年度)	4
雇用・就業対策					
	合同企業説明会参加企業数(累計)	企業	16	(令和4年度)	90

■ 第4章 多様な人々が快適に暮らせるまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
住環境					
	空き家バンク制度の利用登録件数（累計）	件	0	(令和4年度)	5
	花いっぱい活動団体数（累計）	団体	12	(令和4年度)	20
	西の宮雨水幹線の整備率	%	32.9	(令和4年度)	59.3
	町営住宅大規模修繕棟数（累計）	棟	0	(令和5年度)	4
公園・緑地・水辺					
	緑化イベント参加者数	人/年	12,000	(令和5年度)	15,000(平均)
	公園施設定期パトロール回数	回/年	52	(令和4年度)	52
	能満寺山公園駐車場整備率	%	0	(令和5年度)	100
	保安林の面積の維持	ha	8.86	(令和4年度)	8.86
道路網					
	大幡川幹線（未整備区間）の事業全体における進捗	%	10	(令和4年度)	60
	生活道路の新規事業着手の箇所数	箇所	0	(令和4年度)	5
	舗装修繕の実施距離（累計）	km	1.5	(令和5年度)	10.9
	橋梁点検数	橋/年	39	(令和4年度)	52
生活交通					
	町内バス停の乗降者数	人/年	416,006	(令和4年度)	438,000
コミュニティ					
	自治会への加入率	%	65.1	(令和4年度)	71.7
	コミュニティ活動支援件数（累計）	件	4	(令和5年度)	12
多文化共生					
	日本語教室等の実施回数	回/年	27	(令和4年度)	43
男女共同参画・人権尊重					
	審議会等委員に占める女性の割合	%	22.8	(令和4年度)	28
	人権啓発活動（人権教育講演会、人権を守る会）参加者数	人/年	60	(令和4年度)	150
ユニバーサルデザイン					
	公共施設におけるユニバーサルデザイン化実施箇所数（累計）	箇所	3	(令和5年度)	7

■ 第5章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
健康づくり					
	地域のイベントで健康づくりに関するコーナーを設けている数	箇所/年	1	(令和4年度)	9以上
	高血圧有病者の割合(40歳～74歳)	%	男性41.9 女性28.6	(令和2年度)	男性38.3%以下 女性28.6%以下
	麻しん風しん予防接種(第2期)接種率	%	95	(令和4年度)	95
	妊娠出産等応援助成事業を利用した者の割合	回/年 %	—	(令和4年度)	100
	住民に対する減塩推進普及活動	箇所/年	19	(令和4年度)	19以上
地域医療					
	内科診療所数	箇所	7	(令和5年度)	7
	2次医療圏での救急医療体制数	体制	3	(令和5年度)	3
	医療救護訓練実施回数	回/年	1	(令和4年度)	1
地域福祉					
	ワンストップ相談窓口での相談対応率	%	100	(令和4年度)	100
	社会福祉協議会によるボランティア人材登録者数(累計)	人	123	(令和4年度)	200
	民生委員・児童委員の相談対応率	%	100	(令和4年度)	100
社会保障					
	国民年金保険料の納付率	%	67.5	(令和4年度)	75
	国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率	%	39.7	(令和4年度)	60
	後期高齢者医療制度被保険者の健康診査受診率	%	21.3	(令和4年度)	36
	介護保険事業への操出金の適正な事務執行率	%	100	(令和4年度)	100
	行旅人及びホームレスに対する措置費の適切な執行	%	100	(令和4年度)	100
子育て支援					
	子育て支援センター利用者数	人/年	7,450	(令和4年度)	9,000
	保育所の待機児童数	人	0	(令和4年度)	0
	放課後児童クラブの待機児童数	人	0	(令和4年度)	0
	児童虐待防止対策におけるネットワーク強化を図るための会議の開催数	回/年	8	(令和4年度)	8
高齢者福祉					
	要介護認定率(調整済認定率)	%	14.2	(令和4年度)	14.7以下
	高齢者見守りネットワーク登録事業所数	事業所	51	(令和4年度)	61
障害者福祉					
	障害者自立支援施設の適切な運営	%	100	(令和4年度)	100
	障害福祉サービスを必要とする人へのサービス提供率	%	100	(令和4年度)	100
	福祉施設に対する負担金の支出	%	100	(令和4年度)	100

■ 第6章 次代を担う心豊かな人を育むまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
幼児教育					
	幼児教育カリキュラムに基づく幼児教育の実施率 (実施園/町内の幼稚園・保育園数)	%	100	(令和4年度)	100
学校教育					
	児童生徒1人1台端末の稼働率	%	100	(令和4年度)	100
	全国学力・学習状況調査の県平均正答率以上の科目数の割合	%	小学校:0 中学校:0	(令和4年度)	小学校:100 中学校:100
	児童生徒の健康診断の受診割合	%	86.8	(令和4年度)	100
地域教育					
	地域教育推進事業に携わるボランティア数	人/年	147	(令和4年度)	170
青少年健全育成					
	笑顔いっぱい運動スタッフベスト配布枚数 (平成16年度からの累計)	枚	1,499	(令和4年度)	1,750
生涯学習					
	生涯学習教室開講教室数	教室/年	120	(令和4年度)	125
	学習ホール長寿命化計画の策定	%	0	(令和4年度)	100
	図書館来館者数	人/年	79,212	(令和4年度)	120,000
芸術文化・文化財					
	芸術・文化振興事業の参加者数	人/年	1,760	(令和4年度)	3,700
	文化財パトロールの実施	回/年	0	(令和4年度)	4
スポーツ・レクリエーション					
	総合体育館利用者数	人/年	49,747	(令和4年度)	75,000
	各種大会、スポーツ教室等への参加人数	人/年	1,029	(令和4年度)	2,600

■ 第7章 行政と住民が一体となって取り組むまちづくり

分野	指標名	単位	現状値	現状値 (年度)	目標値 令和9年度
行財政					
	吉田町まちづくりステップアップ行政評価による点検実施率	%	100	(令和4年度)	100
	新規採用職員の確保	人/年	7	(令和4年度)	5
	実質公債費比率	%	10.5	(令和4年度)	18%未満
	証明書のコンビニ交付の利用率	%	6.8	(令和4年度)	50
デジタル化					
	行政手続などに係るオンライン利用件数	件/年	38,018	(令和4年度)	43,000
情報公開					
	個人情報の流出・紛失事故件数	件/年	0	(令和4年度)	0
広報・広聴					
	ソーシャルネットワークサービス（SNS）フォロワー数（累計）	件	8,054	(令和4年度)	17,000
	お問合せフォームの対応率	%	100	(令和4年度)	100